証券コード　7085
2021年11月８日

株　主　各　位

東京都港区芝浦三丁目９番１号
株式会社カーブスホールディングス
代表取締役社長　　増　本　　岳

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申しあげます。当日のご出席に代えて、書面もしくはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁及び４頁に記載の「議決権行使に関するご案内」に従って、2021年11月24日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年11月25日（木曜日）午前10時（開場時間　午前９時）

２．場　　所　東京都港区芝公園一丁目１番１号ベルサール御成門タワー　３階ホール
※開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

３．目的事項

報告事項
１．第13期（2020年９月１日から2021年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第13期（2020年９月１日から2021年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）４名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

以　上

■次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.curvesholdings.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。①連結計算書類における連結注記表②計算書類における個別注記表
■株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.curvesholdings.co.jp）に掲載させていただきます。

<必ずお読みください>

【新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様におかれましては、極力、書面もしくはインターネットにより議決権行使をいただき、本総会へのご来場を控えていただきますようお願い申しあげます。

なお、当社では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会の開催及び運営に関し、下記の対策をとらせていただくことといたします。ご理解並びにご協力をお願い申しあげます。

記

・本総会にご出席の株主様は、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、受付前に手指等のアルコール消毒についてご協力をお願い申しあげます。
・本総会会場の座席は、ソーシャルディスタンスを確保するために間隔を開けた座席数の配置（最大席数約100席）としており、用意させていただいた座席数を超えた場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。また、会場入り口において検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。
・本総会出席者及び運営スタッフは、検温を含めて体調を確認のうえ、マスクを着用する等の感染予防対策を実施させていただきます。
・開催時間を短縮するため、議場での報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただく予定です。

※ 本総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
※ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の要請次第では、やむなく会場や開始時刻などが変更となる場合がございますので、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.curvesholdings.co.jp）をご確認くださいますようお願い申しあげます。

以　上

議決権行使に関するご案内

書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

【2021年11月24日（水曜日）午後6時到着分まで有効】

インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。（次頁をご参照ください）

【2021年11月24日（水曜日）午後6時受付分まで有効】

当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（開場時間：**午前９時**）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年よりも席数を大幅に縮小いたします。

定員を超過した場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございますのであらかじめご了承くださいます様お願い申しあげます。

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、東京証券取引所等により設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン、タブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してくださいますようお願い申しあげます。

QRコードを読み取る方法

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

<u>QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。</u>

再行使する場合は右のログインID・パスワードを入力する方法をご利用ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセス

https://evote.tr.mufg.jp/

2 ログイン

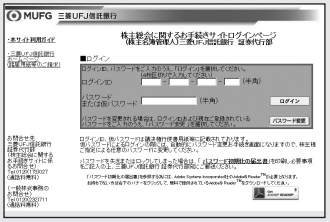

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

3 パスワード登録

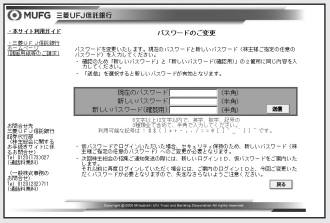

株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027 **（午前9時～午後9時、通話料無料）**

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年９月１日から
2021年８月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループ（当社及び連結子会社）は主力事業である「女性だけの30分健康体操教室カーブス」などを通じて健康寿命の延伸に寄与し、社会課題の解決に貢献する「地域の健康インフラ」として、顧客サービス強化による会員の満足度向上、会員数拡充に努めております。

当社グループでは、ウィズコロナ・アフターコロナの市場環境は次の２つの視点から大きく変化するものと捉えています。

・健康マーケットの広がり：コロナショックは自らの生命、健康に目を向けざるを得ない機会となり、中長期的には「自分の健康は自分で守る」との認識が一層広がり、予防・健康マーケットは大きく拡大をしていく。

・非接触型サービス需要の高まり：アフターコロナにおいても消費者心理、社会経済状況には新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残り、非接触型サービスの需要が高まるなど質的な変化が発生する。

このような経営環境の中、当社グループは2022年末までの約２年間での事業回復と新しい経営環境下でのビジネスモデル確立を目指しており、当連結会計年度(2020年９月１日～2021年８月31日)は、その確かな道筋を創る年度と位置付け戦略を遂行してまいりました。

事業回復の最重要指標である会員数は、前連結会計年度末60.0万人から9.2万人純増し、69.3万人（オンライン会員を含む）となりました。

年度を通じて緊急事態宣言等が繰り返し発出される中においても感染予防を徹底した営業を継続し、サービス品質を高め顧客満足度向上に取り組んだ結果、月次退会率は既にコロナ前の水準以下に抑えることができております。

新規会員募集においては年３回の新規体験キャンペーンを実施、強みである「クチコミ

紹介」マーケティング及びＴＶＣＭとＷｅｂプロモーション等のメディアミックスマーケティングが功を奏し、会員数の増加につながりました。特に重点施策であるヤング層（50～64歳）マーケティングが着実に成果を上げており、64歳以下の新規入会者数が増え、新規入会者全体に占める64歳以下の割合が増加をしています。

2020年９月に特別休会者向けに先行リリースをしたオンライン体操教室「おうちでカーブス」は、2021年４月より新規会員募集を開始いたしました。リアルとオンラインを融合させた新たなビジネスモデル構築への取り組みを進めております。

また物販においては、「食生活の相談」を通じたプロテイン等のご提案によって新規定期購入者数が増加し、また2020年12月販売開始のプロテイン愛飲者向けの新商品の販売も好調に推移したことで客単価が向上し、会員向け物販売上高はコロナショック前の水準にほぼ回復をしました。

なお、2021年４月23日以降に発出された緊急事態宣言等の影響により、休業要請の対象となった大型施設に入居する一部の店舗において休業（最大時31店舗）等が発生をいたしましたが、対象店舗の会員様のおよそ70％は近隣店舗利用もしくはオンライン体操教室「おうちでカーブス」の利用によって運動を継続いただくことができており、会費返金等の影響は最小限にとどまりました。

また、コロナショックの影響が大きい店舗の統廃合を引き続き進めており、統廃合店の会員様のうち約70％の方は他店に移籍をして運動を継続いただいています。

これらによって、当連結会計年度末の国内カーブス（メンズ・カーブスを除く）店舗数及び会員数は次の通りとなりました。

１.国内カーブス店舗数

	前連結会計年度 (2020年８月31日)	2021年８月31日		
			前連結会計年度末比	
店舗数	2,020店舗	1,958店舗	△62店舗	△3.1％
内、直営店舗数	70店舗	75店舗	5店舗	7.1％
フランチャイズ店舗数	1,950店舗	1,883店舗	△67店舗	△3.4％

２.国内カーブス会員数

	前連結会計年度 (2020年８月31日)	2021年８月31日		
			前連結会計年度末比	
休会を除く実質会員数	60.0万人	69.3万人	9.2万人	15.5％

(注) 1.当連結会計年度の新規出店数は17店舗、閉店・統合数は79店舗となっております。
2.特別休会制度は2021年３月末をもって終了しております。
3.国内カーブス会員数には、オンライン体操教室「おうちでカーブス」の会員数を含んでおります。

男性向け運動施設「メンズ・カーブス」は、当連結会計年度に２店舗出店し、総店舗数は７店舗となりました。

海外事業は、2019年７月にフランチャイズ本部事業を買収いたしました欧州を重点地域と位置付けています。当連結会計年度末（2021年６月末（決算期のずれにより、２ヶ月遅れでの連結取り込み））の欧州カーブス（イギリス・イタリア・スペイン・他５ヶ国）店舗数は157店舗（全店フランチャイズ店舗）、うち154店舗は各国のロックダウン解除により順次営業を再開いたしました。

また、コスト面においては、休業休会に伴うフランチャイズ加盟店への経営支援金が減少をした一方、積極的にマーケティング費用を投下したこと、オンライン体操教室「おうちでカーブス」開発投資を引き続き実行したことなどによって、販売費及び一般管理費は前連結会計年度比779百万円増加いたしました。

以上の結果、当社グループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度の売上高は246億81百万円（前連結会計年度比1.6％減）、営業利益は、16億22百万円（同39.0％増）、経常利益は、為替変動によりCurves International, Inc.においてキャッシュの増減には影響しない為替差益が発生した結果、17億16百万円（同47.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税を10億11百万円計上したこと等により、11億29百万円（同47.7％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資(無形固定資産を含む)は、７億81百万円実施いたしました。

これは主に、株式会社カーブスジャパンにおいて、フランチャイズ加盟企業向けシステムの増強及びオンライン体操教室「おうちでカーブス」の開発投資を中心に６億94百万円、株式会社ハイ・スタンダードにおいて、リニューアル工事を中心に38百万円の設備投資を実施したものであります。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 10 期 (2018年８月期)	第 11 期 (2019年８月期)	第 12 期 (2020年８月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2021年８月期)
売上高 (千円)	27,937,496	28,036,238	25,082,276	24,681,001
経常利益 (千円)	5,293,073	5,242,595	1,165,011	1,716,826
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	3,488,745	3,706,748	764,703	1,129,682
１株当たり当期純利益 (円)	8,721,863.06	60.89	8.73	12.04
総資産 (千円)	37,402,268	34,224,810	36,837,913	36,284,867
純資産 (千円)	8,361,378	7,742,025	8,142,605	9,163,608
１株当たり純資産額 (円)	20,903,445.64	94.07	86.76	97.63

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 10 期 (2018年８月期)	第 11 期 (2019年８月期)	第 12 期 (2020年８月期)	第 13 期 (当事業年度) (2021年８月期)
売上高 (千円)	5,307,875	4,995,251	2,939,654	690,204
経常利益(△損失) (千円)	4,691,264	4,314,395	2,171,514	△76,113
当期純利益(△純損失) (千円)	4,728,445	4,299,668	3,837,801	△110,863
１株当たり当期純利益(△純損失) (円)	11,821,114.91	70.63	43.79	△1.18
総資産 (千円)	22,466,506	20,959,002	27,056,953	24,635,671
純資産 (千円)	3,898,713	4,182,109	7,660,824	7,080,674
１株当たり純資産額 (円)	9,746,783.27	50.82	81.62	75.44

(3) 重要な親会社および子会社の状況（2021年８月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社カーブスジャパン	100百万円	100.0	日本国におけるフランチャイズ本部事業
株式会社ハイ・スタンダード	5百万円	100.0	グループ直営店事業
Curves International, Inc.	1,042千米ドル	100.0	グローバルフランチャイザー事業
Curves Europe B.V.	3.00ユーロ	100.0(66.7)	欧州におけるフランチャイズ本部事業

（注）議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

人生100年時代における重要課題である健康寿命延伸の実現に貢献する「地域密着の健康インフラ」としての使命を果たしていくために一層の店舗網と会員数の拡大、サービスの開発が必要です。さらに、直近の状況下では、コロナショックによる健康二次被害（外出自粛による運動不足、交流不足などによって、持病や関節痛の悪化、認知機能の低下、フレイル悪化などの二次的な健康被害がおきること）の進行が重大な社会課題として顕在化してきており、当社の属する予防・健康産業の社会的重要性はさらに高まっています。

コロナショックでの健康二次被害や「自分の健康は自分で守る」との予防・健康意識の高まり、非接触型サービス需要の増大等、予防・健康マーケットの量的質的変化は加速しており、この潜在市場を顕在化させ、企業価値向上につなげる戦略の展開を着実に行ってまいります。

当面の解決すべき課題としては、顧客満足度の一層の向上とフランチャイズ加盟店の収益力回復などを通じて事業基盤を守り育てること、コロナショックの影響で減少をした会員数を早期に回復させること、さらなる成長のためにリアルとオンラインを融合させた新しいビジネスモデルを確立すること、と認識しており、マーケティングの積極的展開、事業開発への戦略投資を行って参ります。

(5) 主要な事業内容（2021年８月31日現在）

フィットネスフランチャイズ本部の運営、並びにフィットネスクラブ店舗の運営

(6) 企業集団の主要な拠点（2021年８月31日現在）

① 当社　　本社　　東京都港区

② 子会社

株式会社カーブスジャパン	本社	東京都港区
株式会社ハイ・スタンダード	本社	東京都港区
Curves International, Inc.	本社	米国
Curves Europe B.V.	本社	オランダ

③ 直営店舗

・カーブス
北海道 17店舗、東北（宮城県）１店舗、関東 56店舗、
中国（鳥取県）１店舗　　計75店舗

・メンズ・カーブス　２店舗

(7) 使用人の状況（2021年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
565名	17名増

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員63名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29名	2名増	36.9 歳	4.1 年

(8) 主要な借入先の状況（2021年８月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
シンジケートローン（注 1）	12,420 百万円
シンジケートローン（注 2）	5,000 百万円
合　計	17,420 百万円

（注）1．本シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする計６行(株式会社りそな銀行 株式会社群馬銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社足利銀行 株式会社横浜銀行)の協調融資によるものです。
2．本シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする計３行(株式会社群馬銀行 株式会社三井住友銀行)の協調融資によるものです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

（1）株式の状況（2021年８月31日現在）

① 発行可能株式総数　320,000,000株
② 発行済株式の総数　93,857,493株（自己株式121株を含んでおります。）
③ 株主数　36,196名
④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ヨウザン	21,328,000株	22.72%
腰　髙　　博	9,240,000株	9.84%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	7,047,185株	7.50%
増　本　　岳	5,109,941株	5.44%
株式会社アイエムオー	3,784,000株	4.03%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	3,528,600株	3.75%
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED	2,430,100株	2.58%
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	2,344,200株	2.49%
腰　髙　　修	2,216,000株	2.36%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,212,800株	2.35%

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式121株を控除して算出しております。

（2）新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	増　本　　岳	株式会社カーブスジャパン代表取締役会長 株式会社ハイ・スタンダード代表取締役会長 Curves International, Inc.　President and CEO Curves Europe B.V.　President and CEO CFW Operations Europe Limited　Director Curves International of Spain, S.A.　Director Curves Operations Italy S.r.l.　Director 公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会理事 一般社団法人日本フィットネス産業協会理事 一般財団法人日本ヘルスケア協会理事 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長 一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会理事
取　締　役	坂　本　眞　樹	株式会社カーブスジャパン取締役社長 株式会社ハイ・スタンダード取締役
取　締　役	増　本　陽　子	株式会社カーブスジャパン取締役副社長
取　締　役	松　田　信　也	管理本部長 株式会社カーブスジャパン経営管理部長 Curves Europe B.V. Director
取　締　役 （常勤監査等委員）	國　安　幹　明	株式会社カーブスジャパン監査役 株式会社ハイ・スタンダード監査役
取　締　役 （監査等委員）	山　本　禎　良	山本禎良公認会計士事務所所長 東亜工業株式会社社外監査役 株式会社免疫生物研究所社外監査役 公益財団法人東京都防災建築まちづくりセンター監事
取　締　役 （監査等委員）	寺　石　雅　英	株式会社エスイー社外監査役 大妻女子大学キャリア教育センター教授

（注）1．取締役（常勤監査等委員）國安幹明氏、取締役（監査等委員）山本禎良氏及び寺石雅英氏は、いずれも社外取締役であります。
2．山本禎良氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
3．寺石雅英氏は大学教授として企業経営の先端的研究に携わり、豊富で幅広い見識を有しております。また、兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
4．当社は、内部監査部門等との十分な連携を通じて情報収集他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、國安幹明氏を常勤監査等委員として選定しております。
5．当社は、國安幹明氏、山本禎良氏及び寺石雅英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6．2020年11月25日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって以下の取締役が退任しております。
取締役　腰髙修

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいた行為に起因して保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及びその会社法上の子会社すべての取締役・社外取締役・監査役・執行役員・管理職立場の従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ． 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりとなります。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議によります。

①個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法

固定報酬（確定額報酬）として、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、報酬額を決定する。

②業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

採用していない。

③非金銭報酬等（ストックオプション等）の内容、「額もしくは数」または「算定方法」
　採用していない。
④①②③の割合（構成比率）
　固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占める。

ロ. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針
　固定報酬は金銭とし、在任中に毎月定期的に支払う

ハ.　取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
　取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2019年11月28日開催の第11回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。
　監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年11月28日開催の第11回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

二.　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
①委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当
　代表取締役社長
②委任する権限の内容
　イ．①の個人別の報酬金額案
③権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容
　独立社外取締役が過半数で構成される諮問機関である指名・報酬委員会にて、報酬水準等審議を実施し、可決した案を監査等委員会の承認を経て取締役会に付議する。取締役会は付議された案について審議のうえ代表取締役が金額の決定を行う。

ホ.　当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (−)	183,850千円 (−)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	18,840千円 (18,840千円)
合計	8名	202,690千円

(注) 1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の支給額には、業績連動報酬及び非金銭報酬は採用していないため含まれておりません。
3．上記の取締役の支給人員には、2020年11月25日開催の第12回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
4．取締役会は代表取締役社長増本岳氏に対し、指名・報酬委員会で可決し監査等委員会の承認を経たうえで取締役会にて決定した範囲において、各取締役（監査等委員を除く）の固定報酬の支給額の決定を委任しております。
委任している理由は、当社グループ全体の業績を勘案しつつ、各取締役（監査等委員を除く）の担当業務や職務状況の評価を行うには代表取締役社長が適切であると判断しているためであります。
5．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会に諮問し、その審議・可決を経たうえで監査等委員会の同意を得ているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職等と当社との関係

重要な兼職等と当社との関係につきましては『①取締役の状況』に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	活動状況
國安　幹明	社外取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会19回のすべてに出席し、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づいて適宜発言を行うほか、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
山本　禎良	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会19回のすべてに出席し、会計士としての専門的見地から、特に会計、税務に関して、必要な発言を適宜行うほか、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
寺石　雅英	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会19回のすべてに出席し、経営学の専門的見地から、特に事業に関して、必要な発言を適宜行うほか、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

⑤　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）全員との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　ひびき監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
1．当事業年度に係る報酬等の額	24,000千円
2．当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記1．を含む）	24,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、1．当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当社の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任を決定する方針であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を構築するため、2019年11月28日開催の取締役会において内部統制システムの整備の基本方針を決議いたしました。その概要は以下のとおりとなります。

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」と記載します）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社グループの役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための行動規範を制定して、その周知徹底を図る。

・当社内部統制室は、「内部統制規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況の監査を行い、その結果については適宜取締役及び監査等委員会に報告する。

・当社は、内部通報制度を活用して、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。

② 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面または電磁的記録により作成、保管、保存する。

・取締役の職務の執行に係る情報については、必要な関係者が閲覧並びに謄写できる状態を維持する。

・取締役の職務の執行に係る情報については、法令または東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従った情報開示に努める。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社グループの経営に対するあらゆる損失の危険に対処するため「リスク管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。

・当社グループのリスク管理の所管部門は経営管理部とし、当社グループがリスクの発生を把握した場合経営管理部を通じて速やかに代表取締役もしくは当社取締役会に報告し、指示により「リスク対策委員会」を設置し、迅速な対応により被害拡大の防止に努める。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は経営上の意思の決定と業務執行の分離、意思決定の迅速化並びに職務権限と責任を明確にするために「関係会社管理規程」等を制定し管理体制を明確にするとともに、グループ会社においては執行役員制度を採用し、「取締役会規程」等諸規程に従って業務を執行する。

・当社子会社においては、定期的な取締役会、経営会議、ならびに必要に応じてその他会議体を設置するとともに、その規模等に応じて「組織管理規程」「業務分掌規程」等の整備を行わせるものとする。

⑤　当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

・当社は当社子会社に対して役職員を派遣し、派遣された者は各々に与えられた職責に従って、子会社の業務の執行、監視・監督または監査を行い、当社取締役に報告する。

ロ．当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社子会社は当社「リスク管理規程」に基づいてリスクマネジメントを行い、予想されるリスクの把握、予防的措置をとり、さらにリスクの発生を把握した場合は速やかに当社グループのリスク管理の所管部門である経営管理部に報告する。

ハ．当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は「関係会社管理規程」を定めて経営管理のみならず当社子会社との連携、情報共有を密に保ち、また当社グループ経営理念の周知徹底により、当社グループすべての役職員が実践すべき方針、行動基準を明確にする。

ニ．当社子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社子会社の管理は当社経営管理部が担当し、当社子会社の業務執行の状況等を当社に報告させるとともに、改善すべき点があれば適宜指導する。また、当社内部統制室は関連諸規程に基づいて内部監査を実施し、結果については速やかに代表取締役社長に報告する。

⑥　監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処する。
・監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指揮命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については、監査等委員会の意見を尊重する。

ロ．当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
・当社グループの役職員は、職務の執行に関する法令または定款違反、不正事実の発見または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告する。また当社内部統制室は内部監査の状況を監査等委員会に報告する。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告される。

ハ．当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
・当社グループの役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行状況及び経営に重大な影響を与える重要課題を発見した場合は、迅速かつ適切に監査等委員会に報告する。ただし、内部通報規程に基づいてなされた内部通報のうち、内部通報窓口担当者以外への開示について同意がないものは、この限りではない。

ニ．監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
・当社は監査等委員会に報告した当社グループの役職員に対して、通報または報告したことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。

ホ．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
・監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。

ヘ．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員を基本的に社外取締役とすることによってステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、社外取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘して、監査の実効性や有効性を高めるものとする。

・監査等委員会は、重要課題等について代表取締役社長と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、また会計監査人、当社子会社監査役等との定期的な情報交換を行うものとする。

⑦　財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制評価に関する基本方針書」を定め、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。

⑧　反社会的勢力排除に向けた体制

・反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。

・顧問弁護士並びに外部専門機関との連携による、有事に対する協力体制を構築する。

(6) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は以下のとおりであります。

①　内部統制システム全般

・当社内部統制室は、当社グループの内部統制システムの整備、運用状況の評価及び財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告しております。評価結果において改善すべき事項が発見された場合においては関連部門に対して速やかに改善指示を行い、実行されます。

②　コンプライアンス

・コンプライアンス上問題のある事実が発生した場合に備え、「内部通報窓口責任者」が設置されており、担当部署である経営管理部、当社取締役、監査等委員及び顧問法律事務所に直接通報、相談ができる体制を整えております。

・反社会的勢力との取引の未然防止に関しては、新規に発生する取引及び継続して発生する取引を対象にチェックを行うことにより取引並びに経営介入リスクの予防的措置を講じております。

③　リスク管理

・当社グループは、重要な影響を及ぼすリスクを発生させないための対策の立案や顕在化した場合に適切に対応するための組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク対策委員会」が必要に応じて設置できる体制となっております。また、災害等が

発生した場合の「安否確認マニュアル」を整備して発生時の対応方法を定めております。

④ グループ会社管理体制

・当社グループは、グループ経営理念に基づく各社の経営理念、経営方針及び経営計画を策定して、各社ごとに全役職員が出席する「決起会」等を半期ごとに開催して、経営計画を共有する体制となっております。

・また、経営管理部は、当社子会社の財政状態や経営状況を把握して、毎月の定例取締役会で報告するとともに、必要に応じて当社子会社に対して助言、指導を行っております。

⑤ 取締役の職務の執行

・当社は毎月の定例取締役会に加えて適宜臨時取締役会を開催し、議案の審議による重要事項の決定と、業務執行状況等の監督を行っております。また当社グループは執行役員制度を導入しており、職務権限規程等の組織関連規程に基づいて経営と執行の分離による迅速な意思決定を図っております。

⑥ 監査等委員の職務の執行

・当社監査等委員３名は1名が常勤の社外取締役、2名が非常勤の社外取締役であり、当社取締役会のみならず必要に応じて当社子会社の取締役会にも出席して、当社グループの内部統制システムの整備状況を確認しております。また当社内部統制室や会計監査人との情報交換を定期的に実施することで、内部統制システム全般のモニタリングを行っております。なお、監査等委員の職務執行に対する必要経費の処理については、監査等委員の求めに応じて速やかに行っており、監査等委員が求めたときは補助社員を置いて監査の実効性を損なうことの無いようにしております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。剰余金の配分は、将来の事業展開と財務体質の健全化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定した配当を継続して実施し、連結配当性向50%を目指す方針をとっております。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**14,961,146**	**流動負債**	**8,929,876**
現金及び預金	9,760,075	支払手形及び買掛金	1,690,879
受取手形及び売掛金	3,857,456	1年内返済予定の長期借入金	3,090,000
商品	1,092,413	未払金	868,646
原材料及び貯蔵品	4,249	未払費用	324,313
その他	423,056	未払法人税等	694,617
貸倒引当金	△176,103	賞与引当金	238,117
固定資産	**21,323,720**	ポイント引当金	69,880
有形固定資産	**505,730**	株主優待引当金	19,810
建物及び構築物	208,262	預り金	1,731,552
工具、器具及び備品	297,468	その他	202,056
無形固定資産	**20,128,072**	**固定負債**	**18,191,383**
のれん	1,346,271	長期借入金	14,330,000
商標権	17,431,010	繰延税金負債	3,728,604
ソフトウエア	815,317	資産除去債務	132,778
その他	535,473	**負債合計**	**27,121,259**
		純資産の部	
投資その他の資産	**689,917**	**株主資本**	**8,665,706**
投資有価証券	60,200	**資本金**	**848,666**
敷金及び保証金	291,474	**資本剰余金**	**828,666**
繰延税金資産	288,275	**利益剰余金**	**6,988,449**
その他	53,529	**自己株式**	**△76**
貸倒引当金	△3,561	**その他の包括利益累計額**	**497,902**
		その他有価証券評価差額金	**26,294**
		為替換算調整勘定	**471,607**
		純資産合計	**9,163,608**
資産合計	**36,284,867**	**負債・純資産合計**	**36,284,867**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年９月１日から
2021年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**24,681,001**
売上原価		**14,277,818**
売上総利益		**10,403,183**
販売費及び一般管理費		8,780,704
営業利益		**1,622,479**
営業外収益		
受取利息及び配当金	284	
為替差益	77,894	
助成金収入	35,420	
保険金収入	421	
受取補償金	30,000	
その他	23,680	167,701
営業外費用		
支払利息	66,330	
支払手数料	1,900	
その他	5,124	73,354
経常利益		**1,716,826**
特別損失		
固定資産除却損	6,724	
減損損失	4,256	10,981
税金等調整前当期純利益		**1,705,844**
法人税、住民税及び事業税	1,011,711	
法人税等調整額	△435,549	576,162
当期純利益		**1,129,682**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,129,682**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年９月１日から
2021年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	848,666	828,666	6,328,053	△76	8,005,310
当期変動額					
剰余金の配当			△469,286		△469,286
親会社株主に帰属する当期純利益			1,129,682		1,129,682
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	660,395	－	660,395
当期末残高	848,666	828,666	6,988,449	△76	8,665,706

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	－	137,294	137,294	8,142,605
当期変動額				
剰余金の配当				△469,286
親会社株主に帰属する当期純利益				1,129,682
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26,294	334,312	360,607	360,607
当期変動額合計	26,294	334,312	360,607	1,021,003
当期末残高	26,294	471,607	497,902	9,163,608

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**4,712,442**	**流動負債**	**3,224,997**
現金及び預金	4,571,493	1年内返済予定の長期借入金	3,090,000
売掛金	80,422	未払金	11,304
前払費用	11,378	未払費用	42,745
未収入金	49,147	未払法人税等	21,529
		未払消費税等	16,609
		預り金	7,313
		株主優待引当金	19,810
		賞与引当金	15,684
固定資産	**19,923,229**	**固定負債**	**14,330,000**
有形固定資産	**348**	長期借入金	14,330,000
工具、器具及び備品	348	**負債合計**	**17,554,997**
無形固定資産	**9,677**	**純資産の部**	
ソフトウエア	9,677	**株主資本**	**7,080,674**
投資その他の資産	**19,913,203**	**資本金**	**848,666**
関係会社株式	13,850,054	**資本剰余金**	**828,666**
関係会社長期貸付金	6,309,016	資本準備金	828,666
長期前払費用	3,733	**利益剰余金**	**5,403,416**
繰延税金資産	24,014	利益準備金	5,000
その他	25,000	その他利益剰余金	5,398,416
貸倒引当金	△298,615	繰越利益剰余金	5,398,416
		自己株式	**△76**
		純資産合計	**7,080,674**
資産合計	**24,635,671**	**負債・純資産合計**	**24,635,671**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年 9 月 1 日から
2021年 8 月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**690,204**
売上総利益		**690,204**
販売費及び一般管理費		588,286
営業利益		**101,918**
営業外収益		
受取利息及び配当金	72,821	
その他	149	72,971
営業外費用		
支払利息	65,796	
支払手数料	1,900	
貸倒引当金繰入額	183,307	251,003
経常損失		**76,113**
税引前当期純損失		**76,113**
法人税、住民税及び事業税	18,190	
法人税等調整額	16,559	34,750
当期純損失		**110,863**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年９月１日から
2021年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
			利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	848,666	828,666	5,000	5,978,567	5,983,567	△76	7,660,824	7,660,824
当期変動額								
剰余金の配当				△469,286	△469,286		△469,286	△469,286
当期純損失				△110,863	△110,863		△110,863	△110,863
当期変動額合計				△580,150	△580,150		△580,150	△580,150
当期末残高	848,666	828,666	5,000	5,398,416	5,403,416	△76	7,080,674	7,080,674

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月14日

株式会社カーブスホールディングス
取　締　役　会　　御　中

ひびき監査法人

東京事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　木　下　隆　志

業務執行社員　公認会計士　黒　﨑　浩　利

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社カーブスホールディングスの2020年９月１日から2021年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カーブスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月14日

株式会社カーブスホールディングス
取　締　役　会　　御　中

ひびき監査法人

東京事務所

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　木　下　隆　志

業務執行社員　公認会計士　黒　﨑　浩　利

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社カーブスホールディングスの2020年９月１日から2021年８月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年９月１日から2021年８月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月14日

株式会社カーブスホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員	國　安　幹　明	㊞
監査等委員	山　本　禎　良	㊞
監査等委員	寺　石　雅　英	㊞

(注)　監査等委員、國安幹明、山本禎良及び寺石雅英は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　　剰余金処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開と財務体質の健全化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定した配当を継続して実施し、連結配当性向50%を目指す方針をとっております。

第13期の期末配当につきましては、この方針のもと、当期業績及び今後の事業展開等を考慮し、下記のとおり１株につき５円とさせていただきたく存じます。

１．配当財産の種類
　　金銭

２．配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金５円
　　配当総額　469,286,860円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年11月26日

第２号議案　　取締役（監査等委員であるものを除く。）４名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案で取締役という。）４名はいずれも本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	増本　岳（ますもと　たけし） （1964年６月16日生）	1988年４月　株式会社日本LCA入社 1989年６月　株式会社ベンチャー・リンク入社 2005年２月　株式会社カーブスジャパン代表取締役社長 2005年４月　同社代表取締役会長兼CEO 2010年９月　当社取締役 株式会社ハイ・スタンダード取締役 2011年４月　当社代表取締役社長（現任） 2015年６月　公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会理事(現任) 2017年６月　一般社団法人日本フィットネス産業協会監事 一般財団法人日本ヘルスケア協会理事(現任) 2018年３月　Curves International,Inc.　President and CEO(現任) Curves International UK LTD.　Director CFW Asia Management Company Limited Director(現任) 2018年５月　一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会副会長 小売サービス部会長 2018年８月　一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会監事 2018年11月　株式会社カーブスジャパン代表取締役会長(現任) 2019年７月　CFW International Management B.V. (現・Curves Europe B.V.) President and CEO(現任) CFW Operations Europe Limited Director(現任) Curves International of Spain, S.A. Director(現任) 2019年12月　Curves Operations Italy S.r.l. Director(現任) 2020年６月　一般社団法人日本フィットネス産業協会理事(現任) 2020年11月　株式会社ハイ・スタンダード代表取締役会長(現任) 2021年５月　一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長(現任) 2021年６月　一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会理事(現任)	5,109,941株
	〔取締役候補者とした理由〕 増本岳氏は、2005年に株式会社カーブスジャパンを創業し、その代表取締役に、また2011年に当社代表取締役に就任して以来、2018年３月のCurves International,Inc(世界総本部)の買収、2019年７月のCFW International Management B.V.(現・Curves Europe B.V.　欧州FC本部)の買収、2020年３月のスピンオフによる東京証券取引所市場第１部への上場など、強いリーダーシップと的確かつ迅速な経営判断により、当社グループの発展に寄与してまいりました。今後も当社グループにとって不可欠のリーダーであると判断し、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する当
社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>坂本眞樹
(1967年1月20日生)</td><td>1991年5月 オールダースインターナショナルオーストラリア入社
1993年3月 株式会社パナリンガ入社
1996年3月 株式会社ベンチャー・リンク入社
2005年3月 株式会社カーブスジャパン出向
2005年4月 同社代表取締役社長
2011年5月 同社取締役社長（現任）
株式会社ハイ・スタンダード取締役(現任)
当社取締役（現任）</td><td>2,077,447株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
坂本眞樹氏は、当社グループ創業メンバーとして、2005年に株式会社カーブスジャパンに参画し、同社の社長、COO等を歴任し、主に店舗展開戦略立案と遂行の責任を担い、当社グループの中核企業であるカーブスジャパンの社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの発展に寄与してまいりました。その当社グループの基盤事業に関する豊富な経験と高い知見を活かし、引続き当社グループの発展に寄与すると判断し、取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>増本陽子
(1973年3月13日生)</td><td>1995年4月 株式会社ベンチャー・リンク入社
2005年2月 株式会社カーブスジャパン出向
2011年5月 同社取締役副社長（現任）
当社取締役（現任）</td><td>2,077,447株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
増本陽子氏は、当社グループ創業メンバーとして、2005年に株式会社カーブスジャパンに参画し、同社の副社長、事業開発本部長等を歴任し、主にチェーン・マネジメント、人材育成、店舗オペレーション等の分野の責任を担い、当社グループの基盤事業の強化を推進し、当社グループの発展に寄与してまいりました。その当社グループの基盤事業に関する豊富な経験と高い知見を活かし、引続き当社グループの発展に寄与すると判断し、取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>松田信也
(1955年11月27日生)</td><td>1980年4月 株式会社髙島屋入社
2011年4月 株式会社コシダカホールディングス入社
株式会社カーブスジャパン経営管理部長(現任)
2014年3月 株式会社コシダカホールディングス執行役員
当社管理本部長
2018年11月 当社取締役管理本部長（現任）
2019年7月 CFW International Management B.V.
(現・Curves Europe B.V.) Director(現任)</td><td>15,492株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
松田信也氏は、長年、大手百貨店にて経理・財務業務に従事し、2011年に当社の経営管理部長に就任後、グループ管理部門の責任者として、高い専門性と豊富な経験により経営陣を支えてまいりました。上場会社での経理・財務、経営企画等の豊富な経験と実績を活かし、引続き当社グループの発展に寄与すると判断し、取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

（注）1.「所有する当社株式の数」については、2021年８月31日現在の所有株式数を記載しております。
2.各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
3.当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいた行為に起因して保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおりに承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は事業報告（16頁）に記載のとおりです。

第３号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件

現在の監査等委員である取締役３名はいずれも本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	國安幹明（くにやすもとあき） （1955年３月31日生）	1978年４月 三井物産株式会社入社 2012年６月 トライネット・ロジスティクス株式会社常勤監査役 2013年６月 東神倉庫株式会社非常勤監査役兼務 2014年７月 ユニキャリアホールディングス株式会社常勤監査役 ユニキャリア株式会社常勤監査役 2014年12月 同社取締役常務執行役員経営戦略室長兼管理本部長 2015年４月 同社取締役常務執行役員管理本部長 2017年10月 三菱ロジスネクスト株式会社特別顧問 2018年７月 当社監査役 2018年11月 株式会社カーブスジャパン監査役(現任) 株式会社ハイ・スタンダード監査役(現任) 2019年11月 当社社外取締役(常勤監査等委員)(現任)	－
	〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 國安幹明氏は、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富な経験と企業経営の幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、常勤の監査等委員長として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する当
社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>山本禎良
(1955年5月17日生)</td><td>1978年11月監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人)入所
1992年7月 同監査法人社員
2000年7月 同監査法人代表社員
2017年7月 山本禎良公認会計士事務所所長（現任）
2017年8月 東亜工業株式会社社外監査役(現任)
2018年6月 株式会社免疫生物研究所社外監査役（現任）
公益財団法人東京都防災建築まちづくりセンター監事（現任）
2018年11月当社監査役
株式会社カーブスジャパン監査役
株式会社ハイ・スタンダード監査役
2019年11月当社社外取締役（監査等委員）（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕
山本禎良氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、監査等委員として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>寺石雅英
(1961年7月10日生)</td><td>1993年4月 名古屋商科大学商学部助教授
1995年4月 群馬大学社会情報学部助教授
2001年6月 株式会社エスイー社外監査役（現任）
2002年4月 群馬大学社会情報学部教授
2005年11月株式会社コシダカホールディングス社外監査役
2011年4月 大妻女子大学キャリア教育センター教授（現任）
2015年11月株式会社コシダカホールディングス社外取締役（監査等委員）
2019年11月当社社外取締役（監査等委員）（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕
寺石雅英氏は、大学教授として会社経営の先端的研究に携わり、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、監査等委員として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。</td></tr>
</table>

（注）1.各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

2.当社は、社外取締役（監査等委員）全員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。各候補者が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

3.当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいた行為に起因して保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおりに承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は事業報告（16頁）に記載のとおりです。

4.國安幹明氏、山本禎良氏及び寺石雅英氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は國安幹明氏、山本禎良氏及び寺石雅英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5.社外取締役候補者國安幹明氏は現に当社の社外取締役（常勤監査等委員）であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって２年であります。
6.社外取締役候補者山本禎良氏及び寺石雅英氏は現に当社の社外取締役（監査等委員）であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって２年であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員をあわせて「対象役員」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2019年11月28日開催の第11回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬限度額（年額500百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第２号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は４名となります。

なお、当社の監査等委員会は、報酬制度としての目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であると判断しております。

２．本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として在任中一定の時期（ポイント付与後、３年を経過した時期）となります。ただし、退任役員に関しては、退任後、所定の時期に給付を受けることとします。

（2）本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。）及び執行役員並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員

（3）信託期間

2022年１月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（4）信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2022年８月末日で終了する事業年度から2026年８月末日で終了する事業年度までの５事業年度（以下、当該５事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する５事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2022年１月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき対象役員に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、１事業年度当たり50,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、250,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2021年10月15日の終値965円を適用した場合、上記の必要資金は、約241百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

（5）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は250,000株となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（6）対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役位や職務執行に対する評価、業績達成度等を勘案して決定された報酬総額の10％相当として定まる数のポイントが役員株式給付規程に基づき付与されます。対象役員に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は50,000ポイント（うち当社の取締役分として35,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

対象役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、対象役員に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（50,000株）の発行済株式総数（2021年８月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.05％です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、在任中一定の時期（ポイント付与後、３年を経過した時期）までに当該対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、上記（1）の各時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。また、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

当社の取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、当該当社の取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜本制度導入後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針＞

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1．基本方針
　当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう基本報酬と非金銭報酬としての株式報酬を組み合わせた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の役位、職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案して、基本報酬と株式報酬を合わせた報酬総額を決定することを基本方針とする。

2．取締役の個人別の基本報酬及び非金銭報酬等の内容、「額もしくは数」または「算定方法」
　1．の基本方針に基づき、各取締役の役位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し決定された報酬総額の90％相当額を基本報酬（金銭報酬）として支給し、10％相当額を非金銭報酬として役員株式給付規程により当社株式及び一定割合の金銭にて支給する。
　なお、基本報酬（金銭報酬）は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で支給する。

3．報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針
　基本報酬（金銭報酬）は、在任中に毎月定期的に支払う。株式報酬は、各事業年度の定時株主総会の日をもってポイントを付与し、ポイント付与後3年を経過した日もしくは退任する日に給付を受ける権利が確定する。ただし、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととする。

4．報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項
①委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当
　代表取締役社長
②委任する権限の内容
　2．において決定される個人別の報酬総額案
③権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容
　独立社外取締役が過半数で構成される諮問機関である指名・報酬委員会にて、報酬水準等審議を実施し、可決した案を監査等委員会の承認を経て取締役会に付議する。取締役会は付議された案について審議のうえ　代表取締役が報酬総額の決定を行う。

5．報酬等の内容の決定方法（4．の事項を除く）
該当なし

6．その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項
該当なし

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

日時　2021年11月25日（木曜日）
午前10時　開場時間 午前９時

会場　住友不動産御成門タワー
ベルサール御成門タワー
３階ホール（受付３階）

株主総会にご出席いただける株主様とご出席の難しい株主様との公平性を勘案し、ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

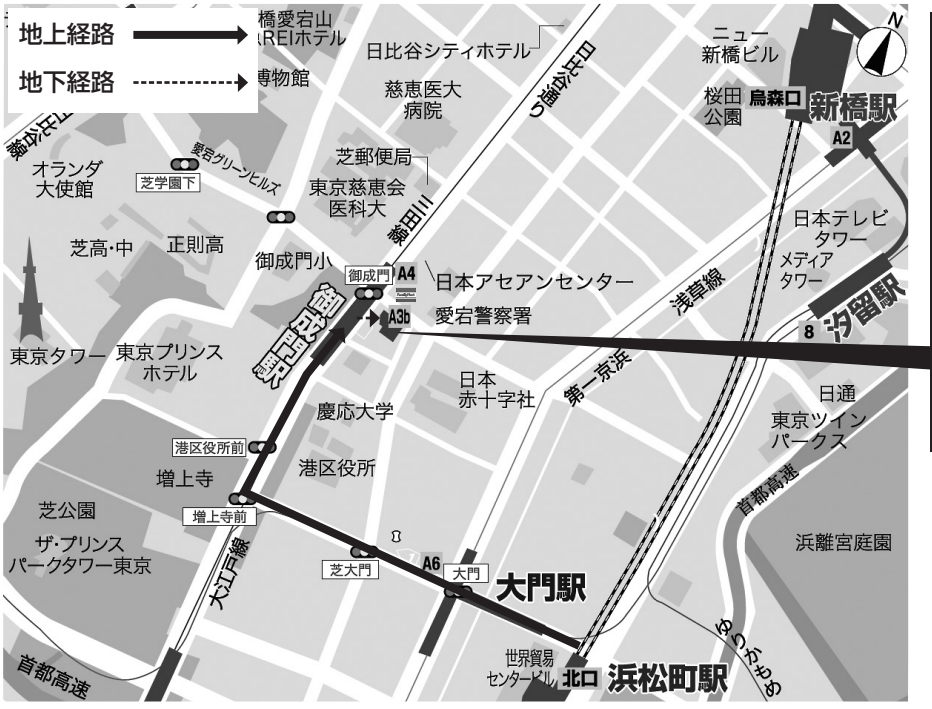

住友不動産御成門タワー
ベルサール御成門タワー
東京都港区芝公園一丁目１番１号

交通

- ○ 都営地下鉄三田線
- ○ 都営地下鉄大江戸線
- ○ 都営地下鉄浅草線

御成門駅　A3b出口 直結

大門駅　A6出口より徒歩6分

○ JR
浜松町駅
北口より徒歩10分

○ 東京モノレール
モノレール浜松町駅
北口より徒歩11分

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

株式会社カーブスホールディングス

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。